

— 多環芳香族炭化水素(PAHs)の分析

多環芳香族炭化水素は、PAHs(Polycyclic Aromatic Hydrocarbons)とも呼ばれる有機系化学物質です。多環芳香族炭化水素は、非常に強い発ガン性を持ち、2008年4月1日から、ドイツの製品安全認証（GSマーク認証*）でPAHsの分析を実施し評価することが必要となりました。またこれらの物質は、アメリカの環境保護局（EPA）でも優先汚染物質として掲げられています。

日本では、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（厚労省）で、クレオソート油中のジベンゾ[a,h]アントラセン、ベンゾ[a]ピレン、ベンゾ[a]アントラセンが規制されています。

PAHsの用途として、灯油や軽油などの石油燃料や木材の防腐剤として使われているクレオソート油、また、各種添加物、金型リムーバー、潤滑油等幅広く使用されています。

また、ゴム臭やナフタレン臭がする材料にもPAHsが含有している可能性があります。

* GSマーク認証とは、ドイツの機器安全法で定められている法律に基づいた、玩具・自転車・ヘルメット・家具・家庭用電気・機械製品などの安全認証のことを言います。

2008年4月よりGSマーク認証にPAHs評価が加えられ、製品認定の際にPAHsについて評価を行わなければならないことになりました。口に入れたり接触したりする可能性があるものが対象でPAHs試験が不要と判断される場合もあります。

- [● 多環芳香族炭化水素\(PAHs\)の分析料金表](#)
- [● GSマーク認証に必要な検査項目](#)
- [● 家庭用品の帰省に関する検査項目](#)
- [● 多環芳香族炭化水素\(PAHs\)分析のご注文](#)

— 多環芳香族炭化水素(PAHs)の分析料金表

セットプラン

物質数	物質種類	分析方法	下限値	分析セット料金	納期
16物質	GSマーク認証 PAHs評価対象物質	ZEK 01.2-08	0.2ppm	28,000円	8営業日

個別プラン

お問い合わせください。

ご注意

- 上記以外の組合せ料金について、別途お問い合わせください。
- 試料は十六項目の分析につき、20グラムが必要です。なお、一個の試料が重さが足りない場合、複数個をご用意ください。
- 納期につきましてはサンプルがSGS（分析機関）へ到着から分析結果を速報としてメールで送付するまでの日数です。

— GSマーク認証に必要な検査項目

物質名	CAS
-----	-----

ベンゾ[a]ピレン	50-32-8
ベンゾ[a]アントラセン	56-55-3
ジベンゾ[a,h]アントラセン	53-70-3
アセナフテン	83-32-9
アセナフチレン	208-96-8
ナフタレン	91-20-3
フルオレン	86-73-7
フェナントレン	1985.1.8
アントラセン	120-12-7
フルオランテン	206-44-0
ピレン	129-00-0
ベンゾ[b]フルオランテン	205-99-2
クリセン	218-01-9
インデノ(1,2,3-cd)ピレン	193-39-5
ベンゾ[k]フルオランテン	207-08-9
ベンゾ[g,h,i]ペリレン	191-24-2

— 家庭用品の帰省に関する検査項目

物質名	CAS
ベンゾ[a]ピレン	50-32-8
ベンゾ[a]アントラセン	56-55-3
ジベンゾ[a,h]アントラセン	53-70-3

— 多環芳香族炭化水素(PAHs)の分析のご注文

まず「ご注文の流れ」をご確認ください。

分析の注文書をダウンロードしていただき、ご記入の上、メール添付かFAXにてお送りください。



注文書送付先

メール送付	info@dger.jp
FAX番号	03-6666-9267

試料・サンプル等送付先

送付先住所

〒135-0007 東京都江東区新大橋3-5-1 平野ビル1F

その他お問い合わせ先

メールでお問い合わせ

[お問い合わせフォーム](#)

電話番号

03-6666-9268

 ご注意

1. 試料の材質などの情報が不十分、あるいはサンプル不足で追加が必要な場合は納期が通常よりかかります。
2. 分析受付後、お客様のご都合により分析をキャンセルする際には、キャンセル料をお支払いいただく場合がございます。
3. 分析では残った試料はラボで一年間保管する義務がありますので、返却することはできません。返却を希望される場合はご相談ください。